

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------------|----------|------------|------------------------------|---------------------|------------------|---|--------|
| 1 | 福祉政策課 | 沖縄県福祉人材研修センター事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 64,292,000 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会(福祉人材研修センター) | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県社会福祉協議会は、社会福祉法第93条の規定に基づき、沖縄県福祉人材センターとして沖縄県知事の指定を受けており、契約の相手方が特定されているため。 | 特命随意契約 |
| 2 | 福祉政策課 | 地域生活定着支援事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 24,334,000 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県社会福祉協議会は、離島を含めた全県的な活動が可能であり、市町村社協への指導助言等を通じて構築された関係機関とのネットワークにより総合的な支援体制が確保されており、そのような団体は同協議会以外にない。 | 特命随意契約 |
| 3 | 福祉政策課 | 沖縄県総合福祉センターエレベーター1号機・2号機修繕請負契約 | 令和2年4月7日 | 6,587,900 | 日本オーチス・エレベーター株式会社沖縄営業所 | 沖縄県浦添市字城間3019座覇建設ビル | 第167条の2第1項第2号 | <p>当該エレベーターの設置及び保守点検は、日本オーチス・エレベーター(株)が行っている。</p> <p>エレベーターは各社独自の技術により製造されており、製造メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修が出来ないほか、修繕後の安全性の担保・保証及び責任区分の明確化の面からも、設置した施工業者に修繕を行わせる必要がある。</p> <p>また、県内で日本オーチス製のエレベーターの保守点検・修繕を行っている他社へ確認したところ、保守点検を行っていないエレベーターの安全性及び品質を保証することができないため、見積書作成及び履行はできないとのことであった。</p> <p>よって本業務を履行できる唯一の業者である日本オーチス・エレベーター(株)沖縄営業所と随意契約を行う。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|------------------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|------------------------|-------------------|---|--------|
| 4 | 福祉政策課 | 沖縄県総合福祉センター子ども若者みらい相談プラザsorae空調機修繕 | 令和2年5月22日 | 529,100 | ヤンマー沖縄株式会社 | 沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該空調機は、空調機製造メーカーのヤンマー沖縄(株)により設置されており、専門的な修繕についても同社が対応している。 また、令和元年度に行った空調機修繕の際、修繕実績がある他社へ見積を依頼したが、メーカー部品製造打ち切りの状態のため修繕対応出来ないとのことであった。 空調設備は各社独自の技術により製造されており、メーカー部品製造打ち切りの状態では、製造メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の修繕が困難であるほか、修繕後の安全性の担保・保証及び責任区分の明確化の面からも、設置した施工業者に修繕を行わせる必要がある。 よって、本業務を履行できる唯一の業者であるヤンマー沖縄(株)と随意契約を行う。 | 特命随意契約 |
| 5 | 保護・援護課 | 生活保護等版レセプト管理システム(クラウドサービス)使用に関する契約 | 令和2年4月1日 | 2,772,000 | 富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社 | 福岡県福岡市博多区博多駅南2-1-9 | 第167条の2 第1項第2号 | 本契約の目的物である生活保護等版レセプト管理システムを納入できる業者が当該相手方のみであるため。 | 特命随意契約 |
| 6 | 保護・援護課 | 援護システム運用支援契約 | 令和2年4月1日 | 1,210,660 | 株式会社ヒロケイ 執行役員首都圏事業部長 前迫眞 | 東京都江東区亀戸2-35-13 新永ビル3F | 第167条の2 第1項第2号 | 厚生労働省が株式会社ヒロケイと令和2年度から令和5年度までの4ヵ年契約を行っているため、援護システムの運用上、他県及び厚生労働省との取り纏め処理が必要となることから、本県のみが別の事業者と独自に契約を行うことができないため。 | 特命随意契約 |
| 7 | 保護・援護課 | 管理困難慰霊塔検討事業業務委託契約 | 令和2年4月12日 | 8,789,000 | 株式会社国建 代表取締役社長 比嘉盛朋 | 沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTVプラザ | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は調査方法に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|-------------------------|----------|------------|--|----------------------|-------------------|---|--------|
| 8 | 保護・援護課 | 沖縄県生活保護システム保守業務委託 | 令和2年4月1日 | 1,914,000 | ・富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社 ・富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目1番9号 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県が使用する生活保護システムを開発した業者へ随意契約することにより、システムに関する問い合わせ対応、障害発生時における対応等、システムの運用が図られ、円滑な業務遂行に繋がるため。 | 特命随意契約 |
| 9 | 保護・援護課 | 沖縄県子どもの健全育成事業委託契約(南部圏域) | 令和2年4月1日 | 18,791,467 | 特定非営利活動法人珊瑚舎スコーレ | 沖縄県那覇市樋川1丁目28-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援だけでなく、日常生活習慣の形成や、体験活動の提供等による社会性の育成、子どもの養育に関する知識や各種支援制度の情報提供等、世帯の実情に即した様々な支援を行うものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |
| 10 | 保護・援護課 | 沖縄県子どもの健全育成事業委託契約(中部圏域) | 令和2年4月1日 | 17,411,652 | 特定非営利活動法人エンカレッジ | 沖縄県中頭郡北中城村字渡口981-2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援だけでなく、日常生活習慣の形成や、体験活動の提供等による社会性の育成、子どもの養育に関する知識や各種支援制度の情報提供等、世帯の実情に即した様々な支援を行うものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |
| 11 | 保護・援護課 | 沖縄県子どもの健全育成事業委託契約(北部圏域) | 令和2年4月1日 | 2,829,038 | 一般社団法人教育振興会 | 沖縄県浦添市城間1丁目2番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援だけでなく、日常生活習慣の形成や、体験活動の提供等による社会性の育成、子どもの養育に関する知識や各種支援制度の情報提供等、世帯の実情に即した様々な支援を行うものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------|----------|-------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------|--|--------|
| 12 | 保護・援護課 | 生活困窮者自立支援事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 151,891,578 | 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 | 沖縄県那覇市泉崎二丁目105番18号 官公労共済会館5階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を促進するものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |
| 13 | 保護・援護課 | 生活困窮者等就労準備支援事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 52,214,946 | 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 | 沖縄県那覇市泉崎二丁目105番18号 官公労共済会館5階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり就労に向けた準備が整っていない生活困窮者(被保護者を含む。)に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施するものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該団体を選定することとなった。 | |
| 14 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度ちゃ〜がんにじゅう体操普及推進事業委託 | 令和2年4月1日 | 4,169,000 | 公益社団法人 沖縄県老人クラブ連合会 | 那覇市首里石嶺町 4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>沖縄県老人クラブ連合会は、6地区・41市町村老連・686単位クラブで構成されており、約5万5千人の会員に対し、本委託業務を重点的かつ一体的に実施することにより、同体操の普及推進に十分な効果が期待できるものである。</p> <p>また、従来から老人クラブ活動の三大活動の一つとして「健康づくり活動」を行い、高齢者向けのスポーツや体操の指導者を養成するための講習会等を開催して普及推進を図るための活動を幅広く実施しており、本委託業務に適確に対応し得るノウハウを有している。このことから、沖縄県老人クラブ連合会は、本委託業務を円滑かつ適切に遂行できる唯一の機関である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/4半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------|----------|------------|------------|----------------|-------------------|--|--------|
| 15 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県若年性認知症支援推進事業 | 令和2年4月1日 | 16,765,833 | 特定医療法人アガペ会 | 宜野湾市普天間1-9-3 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>若年性認知症は、働き盛りの世代に発症するため、本人の医療的な治療だけでなく、本人や家族の生活への影響が大きく、本事業を実施するためには介護保険・障害福祉・医療などの既存の制度を熟知し、本人や家族を関係機関へと繋いでいくための専門性と組織力が必要であり、次に掲げる要件を満たす必要がある。</p> <p>(1)若年性認知症についての理解がある。 (2)若年性認知症専門員という専門認定資格を有し、支援コーディネーターを担える職員がいる。 (3)本人交流会・家族のつどい、講演会等を開催することができる。 (4)認知症疾患医療センターと適切に連携できる。</p> <p>特定医療法人アガペ会は、若年性認知症支援推進事業の委託業務となる本人交流会・家族のつどいにスタッフとして関わり、その場や講演会会場の提供、若年性認知症支援専門員がいること、認知症疾患医療センターとして指定を受け、認知症疾患に関する鑑別診断・治療・専門医療相談等、また地域保健医療・介護関係者への研修等を実施している。本事業の実施にあたっては、その事業実績を活かし、また当団体が有する知識や情報及び相談対応など各種のノウハウを活用することで効果的に事業が実施できる唯一の機関である。</p> | 特命随意契約 |
| 16 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症疾患医療センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 9,074,000 | 琉球大学病院 | 沖縄県西原町字上原207番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業の実施については、沖縄県認知症疾患医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。</p> <p>委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------|----------|-----------|-----------------------|------------------|-------------------|--|--------|
| 17 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症患者医療センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 5,421,000 | 医療法人タピック 宮里病院 | 沖縄県名護市宇茂佐1763番地2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施については、沖縄県認知症患者医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。 委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。 | 特命随意契約 |
| 18 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症患者医療センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 6,451,000 | 特定医療法人アガペ会 北中城若松病院 | 沖縄県北中城村字大城311番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施については、沖縄県認知症患者医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。 委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。 | 特命随意契約 |
| 19 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症患者医療センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 4,621,001 | 医療法人社団輔仁会 嬉野が丘サマリヤ人病院 | 沖縄県南風原町字新川460番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施については、沖縄県認知症患者医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。 委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-------------------------|----------|-----------|------------------------|---------------------|-------------------|---|--------|
| 20 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症患者医療センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 3,651,000 | 社会医療法人葦の会 オリーブ山病院 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目356番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業の実施については、沖縄県認知症患者医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。</p> <p>委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。</p> | 特命随意契約 |
| 21 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症患者医療センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 2,464,000 | 医療法人たぶの木 うむやすみやあす・ん診療所 | 沖縄県宮古島市平良字下里1477-4 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業の実施については、沖縄県認知症患者医療センター運営実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、沖縄県知事が指定する病院に委託して事業を行うこととしている。</p> <p>委託予定法人が運営する病院は、要綱第5条の事業を実施する病院として、要綱第4条に定める指定基準を満たし、要綱第3条に基づき、本県の指定を受けた病院であることから、要綱第2条に基づき、本事業を上記法人に委託するものである。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-----------------------------|-----------|-----------|--------------------------|------------------|------------------|--|--------|
| 22 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県生活支援コーディネーター養成研修等事業 | 令和2年4月27日 | 8,659,299 | NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター | 宮城県仙台市青葉区木町16-30 | 第167条の2第1項第2号 | <p>同法人は、平成27年度から宮城県から委託を受け、生活支援コーディネーターの養成研修を行っている。</p> <p>同法人理事が、厚生労働省生活支援コーディネーター指導者養成事業の委員になっていることから、法及びガイドラインに基づく、同コーディネーター研修の目的、コーディネーターが兼ね備えるべく知識等を十分に理解しており、また、同法人は、現時点で全国で唯一、体系的な研修メニュー(初級、基礎、実践、応用研修等)を企画・実践することができる。</p> <p>沖縄県では、平成28年度から平成31年度まで初級研修、基礎研修、応用研修、実践研修と体系的に同法人に委託することに加え、平成29年度からは離島過疎地域へ試行的派遣型による研修などを実施しており、当該法人以外は適正かつ円滑に業務を遂行できる法人は確認できない。</p> <p>以上により、本契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターとの特命随意契約とする。</p> | 特命随意契約 |
| 23 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県有料老人ホーム管理システム保守業務委託 | 令和2年4月1日 | 990,000 | 株式会社国建システム | 沖縄県久茂地1丁目2番20号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>委託業務の内容が、過年度整備した電算システムの維持・保守・管理であり、システム構成及び各種ソフトウェア機能の連携等の把握と密接不可分な関係にあるため、整備に携わった事業者には履行させなければ、既存システムの円滑な運用に著しい支障を生じることとなることから随意契約とした。(随契ガイドライン(2)⑩)</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|---------------------------------|-----------|-----------|-------------------------|----------------|------------------|---|--------|
| 24 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県有料老人ホーム立入検査補助業務委託 | 令和2年6月1日 | 1,016,000 | 特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ | 沖縄県那覇市西2丁目4番3号 | 第167条の2第1項第2号 | 委託業務の内容として、①福祉サービス全般の理解、②身体的拘束等に係る手続きの把握、③介護度に応じた入居者への適切なケア知識が求められるほか、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針の熟知が必要であり、福祉サービス第三者評価の認証状況、要介護認定・要支援認定調査の実績を有し介護度に応じたケアについての理解が深いほか、介護サービス事業の公表に係る調査等の請負実績などから本業務の実現が可能な事業者が唯一特定されたことから随意契約とした。(随契ガイドライン(2)⑩) | 特命随意契約 |
| 25 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県有料老人ホーム検査結果通知事項是正確認業務委託 | 令和2年4月11日 | 2,149,000 | 特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ | 沖縄県那覇市西2丁目4番3号 | 第167条の2第1項第2号 | 委託業務の内容として、前年度(令和元年度)の立入検査に係る施設の是正報告の促進及び改善状況の確認(フォローアップ)であり、業務実施には、前年度の指導事項について、施設毎の改善を必要とする事由、指導内容及びこれらについて求められる是正の在り方を習熟していることが求められる。このため、①福祉サービス全般の理解、②身体的拘束等に係る手続きの把握、③介護度に応じた入居者への適切なケア知識が求められるほか、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針の熟知を必要とし、福祉サービス第三者評価の認証状況、介護サービス事業の公表に係る調査等の請負実績などに加え、平成30年度、令和元年度において有料老人ホーム立入検査業務を受託し適切に実施した実績などから本業務の実現が可能な事業者が唯一特定されたことから随意契約とした。(随契ガイドライン(2)⑩) | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-----------------------|-----------|------------|--------------------|-------------------------|------------------|--|--------|
| 26 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県認知症介護実践者等養成事業 | 令和2年6月25日 | 8,383,525 | 一般社団法人沖縄県認知症介護指導者会 | 沖縄県南城市字つきしろ1678番地225 2階 | 第167条の2第1項第2号 | 当該「認知症介護実践者等養成事業(内訳:6研修)」に係る講師は、該当する研修を企画・立案し、講義・演習・実習を担当することができる能力を身につけるための「認知症介護指導者養成研修」を修了し、現にその能力を身につけた者に担わせることが適切であり、その「認知症介護指導者養成研修」を修了した者で組織される「一般社団法人沖縄県認知症介護指導者会」は、適切に事業実施できる能力を有する県内唯一の団体である。 | 特命随意契約 |
| 27 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度高齢者自身の取組み支援事業 | 令和2年4月1日 | 66,552,000 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | (福)沖縄県社会福祉協議会は県域における社会福祉の推進を図るため社会福祉法第110条に基づき設立された団体。同協議会「いきいき長寿センター」は、県の行革プランによる2度の組織統合により平成18年4月より(福)沖縄県社会福祉協議会の一部署となっているが、もともとは国の「高齢者保健福祉推進10か年戦略」(ゴールドプラン)において『各都道府県に「明るい長寿社会推進機構」を設置し「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施する』と位置づけられたことを受け県が設立した(財)沖縄県長寿社会振興財団であり、現在でも沖縄県における「明るい長寿社会推進機構」の役割を担う。 当該委託事業については、平成元年10月19日老福第187号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知により各都道府県知事に「明るい長寿社会推進機構」を推進母体として実施することが求められていることから、「いきいき長寿センター」が市町村社会福祉協議会等関係機関と連携し担っており、その要件を満たすのは当該法人以外にない。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|------------------------------|----------|------------|------------------------|--------------------|-------------------|--|--------|
| 28 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県介護実習・普及センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 12,140,000 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>(福)沖縄県社会福祉協議会は、沖縄県における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とした団体であり、介護保険制度の円滑な推進を図るための事業、県民向けの介護実習教室や福祉ボランティア等の福祉人材の育成等を実施している。</p> <p>また、同法人は県内最高水準の介護実習室を備える沖縄県総合福祉センターの指定管理委託を受けた法人であり、施設を利用者の立場に立ちつつ効果的・効率的に運営する業務を担っており、本事業も平成15年度の事業開始初年度から継続して受託し、円滑な運営を実施した実績がある。</p> <p>このことから(福)沖縄県社会福祉協議会は本委託業務を円滑かつ適正に遂行できる唯一の団体であり、公共的団体と収益性のない契約を締結する。</p> | 特命随意契約 |
| 29 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度地域包括ケアシステム市町村モデル構築支援等業務 | 令和2年4月7日 | 12,967,894 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 | 東京都港区虎ノ門5-11-2 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画内において、集中的かつ効果的に取り組む3カ年プロジェクト事業の第3年度事業である。事業実施にあたっては、プロポーザル方式により3カ年プロジェクト事業を前提とした企画提案の審査を行い、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社を選定している。</p> <p>平成30年度審査結果と平成30年度及び令和元年度の実績に照らして、令和2年度のプロジェクト業務も十分に履行できるものと判断されることから、元年度に引き続き今年度も相手方として特定し継続するもの。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|---------------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------------------|------------------|---|--------|
| 30 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度保険者機能等基盤強化促進事業 | 令和2年4月23日 | 5,999,530 | 沖縄県国民健康保険団体連合会 | 沖縄県那覇市西3丁目14番18号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>沖縄県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、国、都道府県及び市町村が進めるデータヘルス計画を支えるKDBデータシステムを構築し、それを運用管理する枢要な団体であり、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> <p>また同法人は、市町村で活躍する保健師と緊密に連携する等、現場に精通し、市町村保険部局等とも意思疎通ができる十分な知識と、それに基づく業務指導等を担う団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 31 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県多職種連携ケアプラン点検支援等事業 | 令和2年4月1日 | 4,999,999 | 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。また、介護支援専門員で組織される県内で唯一の職能団体であり、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を適宜解決するとともに、県内の保険者とも支部レベルで連携する等、現場に精通し、保険者とも意思疎通ができる十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁している。</p> <p>よって、高度な専門性及び実効性ならびに施策展開の一貫性及び継続性を図るため、特命随意契約方式により、同法人に業務委託するものである。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|----------------------------|----------|-----------|-------------------------|------------------------|-------------------|--|--------|
| 32 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度地域リハビリ専門職等広域調整等事業 | 令和2年4月1日 | 4,000,000 | 一般社団法人沖縄県リハビリテーション専門職協会 | 沖縄県沖縄市諸見里1丁目4番22号301号室 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県リハビリ専門職協会は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の会員で構成する団体で、沖縄県のリハビリテーションの向上に努め、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。</p> <p>同法人は、平素から関連団体として、歯科衛生士会、栄養士会、薬剤師会と連携が取られており、これまでも市町村における研修会、委員等を受託している。</p> <p>したがって、本事業を確実かつ円滑に実施し、効果的な執行が見込まれるのは、これまで市町村を伴走的に支援してきた実績を有し、また平素から多様な関連する専門職団体との連携を図っている同法人であり、それ以外は確認できない。</p> | 特命随意契約 |
| 33 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度多職種連携ケアマネジメント基盤強化促進事業 | 令和2年4月1日 | 1,500,000 | 公益社団法人沖縄県理学療法士協会 | 沖縄県沖縄市諸見里1丁目4番22号301号室 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>公益社団法人沖縄県理学療法士協会は、国家資格である理学療法士の職業倫理や資質の向上と保健・医療・介護に関するリハビリテーションにかかる知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された公益団体である。また、公益目的事業として地域包括ケアシステム(県・市町村介護予防支援)に関する事業も位置づけている。</p> <p>本事業は県内のヘルスケア専門職団体等(保健・医療・介護)を参集し、市町村及び地域包括支援センター職員等を評価者とした構成により行うものとしていることから、業務の内容に関して高度な専門性を有し、かつ多様な関係者とのネットワークを構築し、過年度の施策展開も十分に熟知している同法人に本事業を委託する。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|---------------------------|----------|-----------|------------------|------------------------|------------------|---|--------|
| 34 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度地域支援事業等市町村支援アドバイザー事業 | 令和2年4月1日 | 6,500,000 | 公益社団法人沖縄県理学療法士協会 | 沖縄県沖縄市諸見里1丁目4番22号301号室 | 第167条の2第1項第2号 | <p>公益社団法人沖縄県理学療法士協会は、国家資格である理学療法士の職業倫理や資質の向上と保健・医療・介護に関するリハビリテーションにかかる知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された公益団体である。また、公益目的事業として地域包括ケアシステム(県・市町村介護予防支援)に関する事業も位置づけている。</p> <p>同法人は、昨年度のパイロット事業を適正かつ円滑に実施した実務経験を有しており、引き続き本業務を適正かつ円滑に遂行することが十分に期待できる契約の相手方である。県内の保険者と連携する等、現場に精通し、保険者とも意思疎通ができる十分な知識と経験を有した理学療法士も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 35 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業 | 令和2年4月1日 | 9,999,999 | 那覇市 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、令和2年4月1日に施行した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、県内の指定モデル市町村において、他市町村に模範例として明示するためのモデル事業を実施するものである。</p> <p>指定モデル市町村は、令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業実施要綱に基づき、中核市、市部、町村部からそれぞれ選抜することとされており、</p> <p>契約の相手方となる中核市である那覇市は、令和2年4月1日付けで実施要綱に基づく事業計画を適正に策定したと認められることから指定モデル市町村とし、契約の相手方とするもの。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|----------------------|----------|-----------|-----------|--------------------|-------------------|--|--------|
| 36 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業 | 令和2年4月1日 | 4,999,995 | 糸満市 | 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、令和2年4月1日に施行した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、県内の指定モデル市町村において、他市町村に模範例として明示するためのモデル事業を実施するものである。</p> <p>指定モデル市町村は、令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業実施要綱に基づき、中核市、市部、町村部からそれぞれ選抜することとされており、</p> <p>契約の相手方となる市部の糸満市は、令和2年4月1日付けで実施要綱に基づく事業計画を適正に策定したと認められることから指定モデル市町村とし、契約の相手方とするもの。</p> | 特命随意契約 |
| 37 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業 | 令和2年4月1日 | 4,570,799 | 南風原町 | 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、令和2年4月1日に施行した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、県内の指定モデル市町村において、他市町村に模範例として明示するためのモデル事業を実施するものである。</p> <p>指定モデル市町村は、令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業実施要綱に基づき、中核市、市部、町村部からそれぞれ選抜することとされており、</p> <p>契約の相手方となる町村部の南風原町は、令和2年4月1日付けで実施要綱に基づく事業計画を適正に策定したと認められることから指定モデル市町村とし、契約の相手方とするもの。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|----------------------|----------|-----------|------------------------|---------------------|-------------------|---|--------|
| 38 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業 | 令和2年4月1日 | 4,999,649 | 読谷村 | 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、令和2年4月1日に施行した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、県内の指定モデル市町村において、他市町村に模範例として明示するためのモデル事業を実施するものである。</p> <p>指定モデル市町村は、令和2年度沖縄県高齢期総合保健モデル事業実施要綱に基づき、中核市、市部、町村部からそれぞれ選抜することとされており、</p> <p>契約の相手方となる町村部の読谷村は、令和2年4月1日付けで実施要綱に基づく事業計画を適正に策定したと認められることから指定モデル市町村とし、契約の相手方とするもの。</p> | 特命随意契約 |
| 39 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度度入退院支援連携デザイン事業 | 令和2年4月1日 | 6,950,361 | 一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 | 那覇市字天久1000番地 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、在宅医療・介護連携推進事業の取組のうち、「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」、「医療・介護関係者の情報共有の支援」において、入退院支援連携に係る豊富な経験と医療及び社会福祉の高い専門知識を活かし、専門研修の実施、入退院に係る課題解決のための助言等を通じて、市町村の入退院支援連携に係る取組を支援するものである。</p> <p>社会福祉の立場から患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を担う専門的な職能団体同協会は本委託業務を円滑かつ適切に遂行できる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--|----------|-----------|------------------|-----------------|-------------------|---|--------|
| 40 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度在宅医療・介護連携に関する市町村支援事業 | 令和2年4月1日 | 9,782,096 | 一般社団法人沖縄県医師会 | 南風原町字新川218-9 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>一般社団法人沖縄県医師会は、各地区医師会(11地区医師会)を取りまとめる県内唯一の団体である。</p> <p>本事業の実施については、医療・介護における現状把握、課題分析、その課題解決に向けた取組等を円滑に実施するため、専門的知識、高度な技術が必要で、広域的な実施体制が求められる。</p> <p>在宅医療・介護保険の両分野に精通し、地区医師会の協力を得ながら地域の実情に合わせた取組を行い、かつ県内全域の医療機関が参加する会議や研修会等を適切に実施できる当団体が、本委託業務を円滑かつ適切に遂行できる唯一の機関である。</p> | 特命随意契約 |
| 41 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県介護職員資質向上等研修事業(サービス提供責任者適正実施研修) | 令和2年4月1日 | 1,249,457 | 一般社団法人 沖縄県介護福祉士会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>沖縄県介護福祉士会は、介護福祉士の資質向上を図るとともに、県民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された介護福祉士の専門職能団体であり、県内各地に協会員が多数いるため各講師予定者との連携が図りやすい。また、研修内容に関しても、日本介護福祉士がカリキュラムを定め、すでに全国17の都道府県介護福祉士会が実施している「サービス提供責任者研修」を基に実施するため、全国的に水準の保たれた質の高い研修を実施できる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|-----------------------------|----------|------------|---------------------|-----------------------|-------------------|--|--------|
| 42 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県介護支援専門員資質向上研修事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 45,738,000 | 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 43 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県多職種連携ケアマネジメント研修事業 | 令和2年5月1日 | 1,171,999 | 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------------------|----------|-----------|---------------------|-----------------------|------------------|--|--------|
| 44 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県主任介護支援専門員フォローアップ研修委託 | 令和2年5月1日 | 1,771,999 | 一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 45 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県介護福祉士キャリアパス研修支援事業(介護福祉士基本研修) | 令和2年4月1日 | 1,500,400 | 一般社団法人 沖縄県介護福祉士会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>沖縄県介護福祉士会は、介護福祉士の資質向上を図るとともに、県民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された介護福祉士の専門職能団体であり、各講師予定者との連携が図りやすい。</p> <p>また、本研修の内容に関しては、日本介護福祉士会が認定介護福祉士養成研修カリキュラムを定めており、それを基に実施するため全国的に水準の保たれた質の高い研修を実施できる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|--------------------------|----------|-----------|--------------------|-----------------------|------------------|--|--------|
| 46 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度ケアマネージャー人材育成等強化促進事業 | 令和2年4月1日 | 2,999,999 | 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |
| 47 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度ケアマネージャー研修体制等強化促進事業 | 令和2年4月1日 | 3,999,999 | 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>契約相手方である一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会は、介護支援専門員の職業倫理や資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的に設立された職能団体である。また、厚生労働省が定める法定研修事業を沖縄県より平成22年度から現在まで受託し、研修の運営、講師の確保等に熟知していることから、本委託業務を効果的に遂行できる唯一の団体である。</p> <p>同法人は、約千名の介護支援専門員で組織されるとともに、県内各地域に支部が設置され、現場におけるさまざまな課題を随時解決するとともに、スキルアップ研修を実施する等組織体制が充実し、現場に精通し十分な知識と経験を有した介護支援専門員も多数擁しており、本事業の効果的な執行が見込まれる唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|---------------------------|-----------|-------------|----------------------|---------------------------|------------------|--|--------|
| 48 | 高齢者福祉介護課 | 令和2年度沖縄県介護人材キャリアアップ研修支援事業 | 令和2年4月1日 | 7,309,000 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方である社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会は、社会福祉法第94条に定める業務を行う都道府県福祉人材センターとして、同法第93条の規定に基づく沖縄県知事の指定を唯一受けている。 本事業における委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」及び随意契約ガイドライン「法令等により、契約の相手方が特定される場合」に該当するため、随意契約を行う。 | 特命随意契約 |
| 49 | 青少年・子ども家庭課 | 沖縄県ひとり親家庭生活支援モデル事業業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 182,188,854 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、平成24年度から平成33年度までの10年間の継続事業であり、ひとり親家庭に対し生活支援を中心とした自立支援業務である。業務の性質上、支援を行っている世帯が安心して生活できるよう継続的な関係を築く必要があること、ひとり親家庭支援に実績がある団体である必要があること等から、契約の相手方が特定されるものである。 | |
| 50 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度子ども虐待防止推進事業 | 令和2年6月15日 | 5,246,560 | 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター | 沖縄県那覇市字大道169-4 コーポ花城B-102 | 167条の2第1項第2号 | 本事業は、児童虐待に関する現状(子どもの貧困、非行、家庭の経済不安、子どもの権利擁護、自治体の役割等)を整理し、各分野の著名な講師による講演会を開催するとともに、地域の参加者に対する「子どもへの暴力防止専門プログラム」を実施することで、効果的な児童虐待防止の広報・啓発を行う。本事業の実施に際しては、児童虐待に関する専門知識のみならず、プログラムを実施する専門資格及び児童虐待問題に取り組む全国の著名な専門家を招聘するネットワークを有する者と契約を締結する必要がある。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|-------------------------|-----------|------------|----------------------------------|---------------------------|-------------------|---|--------|
| 51 | 青少年・子ども家庭課 | 児童虐待対応職員等法定義務研修事業委託 | 令和2年6月15日 | 2,999,957 | 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター | 沖縄県那覇市字大道169-4 コーポ花城B-102 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該団体は、CAP(子どもへの暴力防止)の理念や知識、技術を子どもや大人に伝え広める事業を行っている、児童虐待防止を始めとする暴力防止の分野に精通した団体である。子ども虐待等に関する全国的組織「NPO法人CAPセンター・JAPAN」が統括するCAPグループに属し、人権教育プログラムに関する専門知識や技術を備えているとともに、児童虐待問題に取り組む全国の著名な専門家を招聘するためのネットワークを有している。よって、本事業においても全国に広がるネットワークを活用し、虐待分野の第一線で活躍する講師の招聘が可能である。また、これまでに多くの研修会、講習会を開催した実績があり、事業の趣旨に沿った効果的な研修会等を企画し、円滑に運営するためのノウハウを蓄積している。併せて、那覇市要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関を担うなど、従来から積極的に市町村との連携を図っている。そのため、本事業で実施する市町村職員の専門性強化を目的とした「要保護児童対策調整機関専門職研修」において、市町村との協働の中で身に付けた視点を活かし講師選定に反映させること等により、受講者にとってより有意義な研修の組み立てが可能である。 以上のことから、当団体が本事業を適切かつ効果的に実施できる唯一の団体である。 | 特命随意契約 |
| 52 | 青少年・子ども家庭課 | 国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業 | 令和2年6月17日 | 19,540,026 | 国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業受託コンソーシアム | 那覇市松川3-19-19 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|--|----------|------------|--------------------------------------|--|-------------------|---|--------|
| 53 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業委託業務 | 令和2年7月3日 | 5,856,180 | 株式会社プロアライアンス・Lien cuore共同企業体 | 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なのは産業支援センター4階410号室 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により提案事業者を公募したところ1者からの応募があった。選定委員による審査の結果、提案事業者が契約者として適当と評価されたため、契約者として選定した。 | |
| 54 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度子ども・若者総合相談センター事業 | 令和2年4月1日 | 48,072,000 | NPO法人サポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目7-40 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により提案事業者を公募したところ1者からの応募があった。選定委員による審査の結果、提案事業者が契約者として適当と評価されたため、契約者として選定した。 | |
| 55 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度子ども・若者社会適応促進事業 | 令和2年4月1日 | 7,500,000 | ①NPO法人サポートセンターゆめさき ②NPO法人ワーカーズコープ | ①沖縄県沖縄市高原6丁目7-40 ②東京都豊島区池袋1-44-3 7F | 第167条の2 第1項第2号 | 厚労省が実施する地域若者サポートステーション事業と連携を図り、一体的に実施することで社会適応から就業までワンストップの支援が可能となることから、地域若者サポートステーションの実施団体を委託先として選定した。 | |
| 56 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度ひとり親家庭高校生等通学サポート事業(認定事務局運営) | 令和2年4月1日 | 3,777,296 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 受託団体は、母子及び寡婦福祉法第6条第6項の規定により設置された母子福祉団体である。 長年にわたり各種支援事業を実施するなど、本県のひとり親家庭支援の中心を担っており、関係団体や市町村等との全県的なネットワークを有する。 また、本事業は常時、申請受理業務が伴い、継続的な事務局を設置する必要があることから、本事業を効果的かつ的確に実施できる唯一の団体であるため。 | 特命随意契約 |
| 57 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度ひとり親家庭高校生等通学サポート事業(運営体制構築・事業効果検証) | 令和2年4月1日 | 8,164,747 | 株式会社ケー・シー・エス 沖縄支社 | 沖縄県那覇市楚辺1丁目5-17 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|-------------------------|----------|------------|---------------------|----------------------|------------------|---|--------|
| 58 | 青少年・子ども家庭課 | 令和2年度養育者世帯子育て相談支援体制強化事業 | 令和2年4月1日 | 15,212,612 | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 59 | 青少年・子ども家庭課 | 里親リクルート・トレーニング事業 | 令和2年4月1日 | 13,395,881 | 社会福祉法人 袋中園 | 糸満市阿波根567番値 | 第167条の2第1項第2号 | 受託団体は、児童福祉法の規定により規定された社会福祉施設である乳児院を設置運営する県内唯一の団体であるり、本事業の目的である乳幼児に対応できる里親のリクルート・トレーニングに必要な知見を有し、事業の目的を効果的かつ的確に実施できる団体であるため。 長年にわたり乳児の一時保護を受託しており、関係団体等とのネットワークを有し、乳児に対する専門的知見を有する。 | |
| 60 | 女性相談所 | 沖縄県ステップハウス運営事業業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 8,439,258 | 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 事業内容から一般入札公募にはなじまず、要綱で規定する団体を選定する必要があるため、事業の目的に合致する実績がある当該団体が選定された。 | 特命随意契約 |
| 61 | 中央児童相談所 | 児童の食事に必要な賄い材料「肉類」等の購入 | 令和2年4月1日 | 1,200,000 | 大伸株式会社 | 浦添市西洲2-9 | 第167条の2第1項第6号 | ①複数単価契約で競争入札になじまないため ②急な商品搬入等への対応や新鮮な食材の提供が期待できるため | 特命随意契約 |
| 62 | 中央児童相談所 | 児童の食事に必要な賄い材料「パン類」等の購入 | 令和2年4月1日 | 372,000 | 公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会 | 南風原町字宮平206-1 | 第167条の2第1項第6号 | ①複数単価契約で競争入札になじまないため ②急な商品搬入等への対応や新鮮な食材の提供が期待できるため | 特命随意契約 |
| 63 | 中央児童相談所 | 児童の食事に必要な賄い材料「魚類」等の購入 | 令和2年4月1日 | 1,068,000 | タクスイ | 那覇市大道143番地 | 第167条の2第1項第6号 | ①複数単価契約で競争入札になじまないため ②急な商品搬入等への対応や新鮮な食材の提供が期待できるため | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---|--------------|-------------|---|------------------------------------|-------------------|---|------------|
| 64 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子ども調 査事業(未就学 児調査)業務委 託 | 令和2年6 月4日 | 11,235,000 | 沖縄県子ども調査事業共 同体 代表者 NPO法人沖縄県 学童・保育支援センター 理事長 吉葉 研司 | 沖縄県浦添市仲間1-1 -5 伊波ビル201 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ6社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定審査会において審査したところ、左の社の提案は過去の調査実績や調査の実施体制に優れているなど評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 65 | 子ども未来 政策課 | 子育て総合支 援モデル事業 (大学等進学促 進事業)(本島 内) | 令和2年4 月9日 | 119,244,269 | 子育て総合支援モデル事 業(本島内)コンソーシア ム ①学校法人尚学院 ②琉大セミナー | ①那覇市泊2丁目17番4 号 ②名護市宮里5-15-15 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価点数の基準点を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 66 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデ ル事業(高校生 進学チャレンジ 支援事業・南部 圏域) | 令和2年4 月1日 | 6,111,952 | (株)タケジヒューマンマイン ド 代表取締役 西村 道子 | 沖縄県那覇市真嘉比1-1 -1 2F | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄県内で大学等進学に係る学習支援に実績のある民間事業者及び団体等へ委託して実施することとしており、また、子どもたちの支援は中長期的な観点から行う必要性があること等から、株式会社タケジヒューマンマインドへ委託し事業を実施している。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方としている。なお、令和元年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 67 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデ ル事業(高校生 進学チャレンジ 支援事業・中北 部圏域) | 令和2年4 月1日 | 7,046,930 | (株)オー・イー・エス 代表取締役 竹森 勝俊 | 沖縄県那覇市安里2-9 -11 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄県内で大学等進学に係る学習支援に実績のある民間事業者及び団体等へ委託して実施することとしており、また、子どもたちの支援は中長期的な観点から行う必要性があること等から、株式会社オー・イー・エスへ委託し事業を実施している。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方としている。なお、令和元年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---|--------------|------------|-------------------|----------------------|-------------------|---|------------|
| 68 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデ ル事業(高校生 進学チャレンジ 支援事業・宮古 圏域) | 令和2年4 月1日 | 1,765,500 | 東風平塾 塾長 東風平 恭子 | 沖縄県宮古島市平良西 里659-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄県内で大学等進学に係る学 習支援に実績のある民間事業者及び団体等へ 委託して実施することとしており、また、子ども たちの支援は中長期的な観点から行う必要性 があること等から、東風平塾へ委託し事業を実施 している。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ 効率的・効果的に推進するため、前年度と同一 の者を契約の相手方としている。なお、令和元 年度の業者選定にあたっては、公募型プロ ポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 69 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデ ル事業(高校生 進学チャレンジ 支援事業・八重 山圏域) | 令和2年4 月1日 | 2,182,195 | 無限塾 代表 新本当一 | 沖縄県石垣市登野城32 -9 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄県内で大学等進学に係る学 習支援に実績のある民間事業者及び団体等へ 委託して実施することとしており、また、子ども たちの支援は中長期的な観点から行う必要性 があること等から、無限塾へ委託し事業を実施 している。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ 効率的・効果的に推進するため、前年度と同一 の者を契約の相手方としている。なお、令和元 年度の業者選定にあたっては、公募型プロ ポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |
| 70 | 子ども未来 政策課 | 離島及び広域 相談体制整備 事業 | 令和2年4 月1日 | 27,499,990 | 一般社団法人UTT | 那覇市識名2-10-5 1階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、人材確保の困難さなどにより子供 の貧困対策を推進しづらい状況にある離島町 村に「子どもソーシャルワーカー(子供の貧困 対策支援員)」を定期巡回派遣するほか、電 話・メール等により県内全域からの子供の貧困 問題に関する相談に対応することにより、困難 を抱える子供や家庭を必要な支援につなげる 体制の強化を図ることを目的にしていることか ら、専門的な経験・知識のある一般社団法人U TTへ委託し実施している。 これらの取組を、事業の継続性を担保しつつ 効率的・効果的に推進するため、前年度と同一 の者を契約の相手方としている。なお、令和元 年度の業者選定にあたっては、公募型プロ ポーザル方式を採用した。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---|---------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|---|-----|
| 71 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデ ル事業(中学生 進学チャレンジ 支援事業・南部 圏域A)業務委 託 | 令和2年6 月26日 | 4,697,847 | 一般社団法人教育振興 会 | 浦添市城間1-2-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価点数の基準点を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 72 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子育て 総合支援モデ ル事業(中学生 進学チャレンジ 支援事業・南部 圏域B)業務委 託 | 令和2年6 月26日 | 4,560,088 | 株式会社NewVillage | 南風原町与那覇178-1 1 F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は評価点数の基準点を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 73 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(浦 添商業高等学 校)」 | 令和2年4 月13日 | 9,478,788 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があり、その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は支援内容、運営方法、学校との連携、配置人材等において優れていることから評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 74 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(那 覇商業高等学 校定時制)」 | 令和2年4 月13日 | 9,478,788 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があり、その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は支援内容、運営方法、学校との連携、配置人材等において優れていることから評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|-----------|-----------|------------------------|-------------------|---|------------|
| 75 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(南 部商業高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,471,356 | 株式会社アソシア | 沖縄県中頭郡北谷町字 北前1-10-8 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、令和元年度から株式会社アソシアに委託し、県立南部商業高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|---|------------|
| 76 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(南 部工業高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,942 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、令和元年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立南部工業高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|---|------------|
| 77 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(名 護商工高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,810 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、令和元年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立名護商工高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---|--------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|--|------------|
| 78 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(真 和志高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,843 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成28年年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立真和志高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|--|------------|
| 79 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(南 部農林高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,876 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立南部農林高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|--|------------|
| 80 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(那 覇工業高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,997 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立那覇工業高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|--|------------|
| 81 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(中 部商業高等学 校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,931 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立中部商業高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|--------------|------------|-----------------------|------------------------|-------------------|--|------------|
| 82 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子供の貧 困緊急対策事 業「県立高校の 居場所づくり運 営支援事業(美 里高等学校)」 | 令和2年4 月1日 | 9,478,997 | 株式会社りゅうせきフロン トライン | 沖縄県浦添市勢理客4- 20-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、県立高校内に居場所を設置し、不登校の未然防止や中退率の改善などの総合的な就学継続支援を行うため、平成30年度から株式会社りゅうせきフロントラインに委託し、県立美里高校で実施している。本事業において配置する支援員は、(1)学校内の居場所で行う支援活動について、学校の教育活動との整合性を図りつつ、教職員との連携協力体制を築きながら、協働して支援計画の立案や支援の取組等を行い、学校の生徒支援体制を長期的、計画的にサポートしている。(2)個別の支援においても、個々の生徒が抱える問題や支援の内容、支援経過などの情報を学校と共有して、連携しながら生徒を継続的に支援する体制づくりを構築してきている。このような中、単年度で受託者に変更が生じることは、生徒支援の継続性確保の観点や本事業により連携体制の充実・強化を図りたい学校側としても適切ではないため、前年度と同一の社を契約の相手方とした。 | |
| 83 | 子ども未来 政策課 | 沖縄人材育成 事業「高校中退 者等キャリア形 成支援モデル 事業」 | 令和2年4 月1日 | 27,786,897 | 株式会社アソシア | 沖縄県中頭郡北谷町字 北前1-10-8 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、対象者の実情に即した細かな支援内容や支援体制等において優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 84 | 子ども未来 政策課 | 子どもの居場 所学生ボラン ティアコーデ ィネート事業 | 令和2年4 月1日 | 30,197,599 | 一般社団法人大学コン ソーシウム沖縄 | 沖縄県中頭郡西原町千 原1番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 業務内容が県全体を統率する役割および全県のネットワークを有することが不可欠のものであり、市町村またはNPO等が設置する「子供の居場所」への支援が含まれることから、公平・中立的立場で業務を執行することが求められるため、大学コンソーシウム沖縄は事業を的確かつ効果的に実施できる唯一の機関であることから選定した。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/4半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|----------------------------|--------------|------------|---------------------------|------------------------|-------------------|---|------------|
| 85 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県子ども の居場所ネット ワーク事業 | 令和2年4 月1日 | 11,943,566 | 社会福祉法人沖縄県社 会福祉協議会 | 沖縄県那覇市首里石嶺 町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業の業務内容は、各市町村で行われている子供の居場所や子ども食堂がつながり、支え合う全県的なネットワークを構築することにより、居場所同士の情報交換や支援者からの支援受入などの中間支援を行うことで、居場所等の活動を支え、貧困状況にある子供を含め誰もが安心して暮らせる地域作りに資することを目的としている。沖縄県社会福祉協議会は各市町村社会福祉協議会とのネットワークを有しており、統括的な立場で情報や支援のノウハウについて共有でき、広域的な受入支援の窓口となることが可能となるなど、それぞれの居場所間のネットワークを強化することができるため、広域的な中間支援を的確かつ効果的にできる唯一の機関であることから選定した。 | 特命随意 契約 |
| 86 | 子ども未来 政策課 | 支援員及び子 供の居場所の 活動支援事業 | 令和2年4 月1日 | 35,698,630 | 特定非営利活動法人サ ポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目 7番40号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業の業務内容は、市町村が配置及び設置する子供の貧困対策支援員及び子供の居場所に対し、活動に関する助言、研修等の支援を行い、沖縄県全域における子どもの支援体制の整備を推進することを目的としている。子供の貧困対策支援員及び子供の居場所等に対する助言や研修を行うためには、子どもの支援に関して専門的な経験・知識のある企業やNPO法人等へ委託して実施する必要がある。令和元年度より本事業を受託し実施しているサポートセンターゆめさきは、全県的な支援体制の構築及び、貧困対策支援員及び子供の居場所への研修を行うことで質の向上に取り組んでおり、今年度も引き続き事業を実施することで、本事業を的確かつ効果的に実施できる唯一の機関であることから選定した。 | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--------------------------------------|--------------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------------|--|------------|
| 87 | 子ども未来 政策課 | 沖縄子どもの 貧困緊急対策 事業分析・評 価・普及事業 | 令和2年4 月1日 | 9,586,486 | 公立大学法人大阪 | 大阪府大阪市阿倍野区 旭町一丁目2番7-601号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、沖縄子供の貧困緊急対策事業の効果的な実施のため、アンケート調査等を実施し、分析・評価・普及を行う事業である。</p> <p>公立大学法人大阪は、平成28年度～30年度に行った本アンケート調査の調査票の作成、令和元年度においては、モデル市において社会資源量調査及び支援状況等調査の実施等、本事業の趣旨・目的や事業評価に必要な点等を把握している唯一の法人である。</p> <p>沖縄子供の貧困緊急対策事業の期間は令和3年度までとなっているが、子供の貧困対策は継続して実施することが重要であり、令和4年度以降も当該事業を実施するためには、緊急対策事業の優先度等の整理等が必要不可欠であることから、本事業の詳細等を熟知している公立大学法人大阪が適任であると考え。</p> <p>また、同法人は平成28年度に実施された「大阪府子どもの生活に関する実態調査」事業を始め、複数の自治体から同様の調査事業を受託しており、子どもの貧困問題に精通している法人であることから事業の効果的な実施が見込まれるため、契約の相手方とした。</p> | 特命随意 契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|------------|---|---|-------------------|--|------------|
| 88 | 子ども未来 政策課 | 沖縄県拠点型 子供の居場所 運営事業 | 令和2年4 月1日 | 39,342,732 | 特定非営利活動法人 侍 学園スクオーラ・今人 | 長野県上田市本郷1524- 1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、困窮世帯の子供であって、かつ不登校や引きこもり、非行などの専門的な支援を要する子供に対し、食事や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行う子供の居場所を設置し、専門的なスキルを持った職員を常駐させることで、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を行う事を目的としている。</p> <p>対象世帯の問題を解決するためには、時間をかけて各世帯と信頼関係を構築する必要があることから関係機関(各市町村の子供の貧困対策支援員等)と連携をとりながら、家庭状況などを把握した上で、専門的な個別支援を行っているところである。</p> <p>令和元年度において構築した、支援対象世帯との信頼関係や関係機関とのネットワーク等を生かし効率的・効果的に事業を実施するため、前年度と同一の法人を契約の相手方とした。なお、令和元年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。</p> | 特命随意 契約 |
| 89 | 子育て支 援課 | 沖縄県放課後 児童クラブ公的 施設活用促進 等環境整備支 援事業業務委 託 | 令和2年4 月1日 | 16,627,000 | NPO法人沖縄県学童・保 育支援センター | 沖縄県浦添市仲間1-1-5 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。</p> | |
| 90 | 子育て支 援課 | 沖縄県保育対 策総合支援事 業 | 令和2年4 月1日 | 94,153,816 | 沖縄県保育対策総合支 援事業共同体 ①NPO法人沖縄県学童・ 保育支援センター ②株式会社琉球新報開 発 | ①沖縄県浦添市仲間1- 1-5 ②沖縄県那覇市港町2- 16-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行い左の社から応募があった。企画提案内容等を選定委員空きにおいて審査したところ、左の社の提案内容は仕様書に沿ったものであり、事業内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。</p> | |
| 91 | 子育て支 援課 | 沖縄県認可外 保育施設支援 事業 | 令和2年 6月12日 | 17,400,000 | NPO法人沖縄県学童・保 育支援センター | 沖縄県浦添市仲間1丁目 1-5伊波ビル201号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があり、その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、審査基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-----------------------|----------|-----------|-------------------------|-------------------|-------------------|---|-----|
| 92 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 4,318,600 | 特定非営利活動法人名護市障がい者関係団体協議会 | 沖縄県名護市字為又1220-112 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、北部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、北部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |
| 93 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 4,318,600 | 一般社団法人SKTネット | 沖縄県沖縄市城前14番24-1号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、中部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、中部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-----------------------|----------|-----------|-----------------------------|---------------------|-------------------|---|-----|
| 94 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 4,318,600 | 特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク | 沖縄県北中城村安谷屋1147 3階 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、南部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、南部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |
| 95 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 4,318,600 | 特定非営利活動法人マーズ | 沖縄県宮古島市平良字狩俣1155番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、宮古圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。</p> <p>アドバイザーに就任する者の資格として、(ア)地域における相談支援体制整備について実績を有する者、(イ)相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、(ウ)社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、宮古圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。</p> <p>今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------|----------|-----------|---------------------|----------------------------------|-------------------|---|-----|
| 96 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者ITサポートセンター運営事業委託契約 | 令和2年4月1日 | 6,314,999 | 特定非営利活動法人沖縄県脊髄損傷者協会 | 沖縄県浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、障害者等を対象に、IT活用の支援並びにテレワークの推進を行うものである。</p> <p>このため、半身不随のある障害者や移動困難な障害者等重度障害者を含め、障害の特性を理解し、障害者個人の特性等にも配慮できるコミュニケーション能力、支援技術、専門的知見を有する必要がある。</p> <p>県内には、複数の就労継続支援事業所において、パソコン等を使いホームページ作成請負等を行っているが、必ずしも重度障害者等の特性等に応じた支援機器の提案等を十分にできる知見、体制は確保できておらず、他に履行できる者が存在しない。</p> <p>今回、委託先とした法人は、当事者団体であり、ITを活用した在宅就労の推進並びに促進に力を入れており、県内全域で事業を実施できる唯一の法人であることから選定した。</p> | |
| 97 | 障害福祉課 | 沖縄県障害者社会参加促進事業等委託契約 | 令和2年4月1日 | 8,362,000 | 社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会 | 沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座1038-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>当該事業は、障害者総合支援法に定める地域支援事業の身体障害者(視覚障害者及び聴覚障害者を除く)に係る機能訓練指導者の育成、社会参加支援を実施するものである。</p> <p>今回、委託先とした法人は、市町村の身体障害者協会、並びに離島を含む身体障害者の関係団体等を会員として擁しており、県内全域で事業を実施することができる唯一の法人であることから選定した。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/4半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------------|----------|-----------|-----------------------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 98 | 障害福祉課 | 沖縄県自立支援協議会部会運営業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 2,804,000 | 特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク | 沖縄県北中城村安谷屋1147 3階 | 第167条の2第1項第2号 | <p>当該事業は、自立支援協議会の部会及びワーキンググループの運営を行うものであり、部会等には柔軟な活動が求められ、それには組織化された相談支援専門員の活動、積極的な知識の習得や技術向上のための研究等の取組を行う団体と協同する必要がある。</p> <p>今回、委託先とした法人は、障害者の地域生活の向上に寄与することを目的として設立された法人であり、県内の障害者相談支援に携わる者等に対して各種研修を行うとともに、福祉サービス事業所や市町村等に相談支援を行ってきた実績がある。</p> <p>以上のことから、その有する専門性及び相談支援に関するネットワークを活かして、部会を効果的に、柔軟に運営できる県内唯一の法人であることから選定した。</p> | |
| 99 | 障害福祉課 | 沖縄県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業委託 | 令和2年4月1日 | 1,176,000 | 医療法人タピック | 沖縄市比屋根2丁目15番1号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、高次脳機能障害者の支援拠点を委託により設置するものである。医療法人タピックは、沖縄リハビリテーションセンター病院の運営法人であり、高次脳機能障害に対し、主に理学療法・作業療法等の観点から専門的な支援を実施することが可能な医療機関であることから、当該法人の他に適切に事業を実施できる機関はないため、選定した。</p> | 特命随意契約 |
| 100 | 障害福祉課 | 沖縄県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業委託 | 令和2年4月1日 | 1,176,000 | 医療法人へいあん | 浦添市経塚346番地 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、高次脳機能障害者の支援拠点を委託により設置するものである。医療法人へいあんは、平安病院の運営法人であり、高次脳機能障害に対し、主に精神医療等の観点から専門的な支援を実施することが可能な医療機関であることから、当該法人の他に適切に事業を実施できる機関はないため、選定した。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---|----------|-----------|--------------------|-------------------|-------------------|---|--------|
| 101 | 障害福祉課 | 令和2年度沖縄県地域における医療と福祉の連携体制整備事業 | 令和2年4月1日 | 5,900,520 | 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、コーディネーターの人選、配置及びコーディネーター連絡会議の開催等を行うものであるところ、コーディネーターは、その求められる役割から、精神保健福祉に精通した者を選定する必要があることから、当該人材に関する情報を豊富に有し、且つその者との連絡・調整等を密に行える団体・組織へ本事業を委託することが、円滑な事業執行に必要である。</p> <p>沖縄県精神保健福祉士協会は、精神障害者に対する相談援助などの社会福祉業務に携わる精神保健福祉士の職能団体であり、前述の委託先の要件を満たす唯一の団体であることから、当該法人を選定した。</p> | 特命随意契約 |
| 102 | 障害福祉課 | 令和2年度沖縄県精神障害者地域移行・地域定着支援事業(地域移行のための多職種合同研修) | 令和2年4月1日 | 4,803,559 | 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本研修事業には、多機関・多職種からの参加促進や、研修講師の選定や打診、グループワークや座談会等で活用する事例の収集、効率的で内容の充実したグループワークにするためのファシリテーション等、様々な人脈及び遂行能力が必要となる。</p> <p>沖縄県精神保健福祉士協会は、医療機関、地域援助事業所、行政等の多機関に所属する各会員の持つ人脈や事例を活用し、本研修を最も効率的に遂行できる団体であることから、当該団体へ随意契約により事業を委託する。</p> | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---|-----------|-----------|--------------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 103 | 障害福祉課 | 令和2度沖縄県精神障害者地域移行・地域定着支援事業(精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修) | 令和2年5月21日 | 1,445,097 | 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会 | 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 | 第167条の2第1項第2号 | 本研修事業には、精神障害者への特性理解や支援方法についての十分な知識と理解が必要で、さらに障害分野と介護分野の施設及びサービス提供事業所の従事者を対象としていることより、障害分野、介護分野のサービス提供事業所の内情を理解している点や普段からの連携が求められている。 沖縄県精神保健福祉士協会は、精神障害者への支援における知識は当然ながら、医療機関、地域援助事業所、行政等の多機関に所属する各会員の持つ人脈や事例を活用し、本研修を最も効率的に遂行できる団体であることから、当該団体へ随意契約により事業を委託する。 | 特命随意契約 |
| 104 | 障害福祉課 | 沖縄県精神障害者入院患者に対する地域生活体験事業 | 令和2年4月1日 | 3,492,000 | 公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会 | 島尻郡南風原町字宮平206-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業を実施するにあたっては、利用対象者の掘り起こしや、事業に協力する熱意ある事業所への働きかけ等、医療機関及び県内事業所等との連絡・調整を密にする必要があり、精神障害福祉に精通した団体に委託する必要がある。 沖縄県精神保健福祉会連合会は、精神障害者の地域社会における自立と参加の促進を図りもって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とした公益法人であり、前身である琉球精神障害者援護協会から数えて約半世紀の間、県内の精神障害者の支援に携わり精神障害福祉に精通している団体であり、上記の要件を満たす唯一の団体である。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|----------------------|----------|------------|-----------------|-------------|-------------------|---|--------|
| 105 | 障害福祉課 | 発達障害者支援センター運営事業 | 令和2年4月1日 | 44,269,000 | (福)沖縄肢体不自由児協会 | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」により、発達障害児(者)の支援拠点として、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携、発達障害児(者)の普及啓発等の実施、社会福祉士等の専門職の配置や相談室等の設備を完備すること、緊急保護する体制の確保等が求められている。これを満たす者は社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会が唯一の法人であるため選定した。 | 特命随意契約 |
| 106 | 障害福祉課 | 市町村発達障害者支援サポート事業 | 令和2年4月1日 | 9,488,000 | (福)沖縄肢体不自由児協会 | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、マネジャーが市町村に相談、助言を行う際には、発達障害者支援センターの相談支援活動と密接な連携を図り、県事業として一貫した支援を行う必要があることから、発達障害者支援センターの受託者である同法人を選定した。 | 特命随意契約 |
| 107 | 障害福祉課 | 発達障害地域支援マネジメント強化事業 | 令和2年4月1日 | 9,788,000 | 特定非営利活動法人わくわくの会 | 西原町字小橋川91-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、発達障害児(者)の支援の相当の経験及び知識を有している社会福祉士等を発達障害者地域支援マネージャーとして配置し、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施出来るように助言等を行う事業となっている。委託先である「特定非営利活動法人わくわくの会」は、高い専門性を持った専門職を配置しており、発達障害を含む療育指導及び支援の長年の実績や多くの困難事例の対応実績がある。同法人の他に適切に事業を実施可能な法人はないため、選定した。 | 特命随意契約 |
| 108 | 障害福祉課 | かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 令和2年4月1日 | 1,743,000 | 特定非営利活動法人わくわくの会 | 西原町字小橋川91-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、発達障害に関する知識は当然のことながら、関係機関の役割を認識した上で連携することが必要となる。委託先の「特定非営利活動法人わくわくの会」は、複数の障害福祉サービスを実施し、その実績も長く、地域の中核支援者として認められている点や困難事例の対応を通じた関係機関との連携の実績等より、同法人を選定している。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------|----------|-----------|---------------------------------|-------------------|-------------------|---|--------|
| 109 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 4,192,720 | (福)五和会 | 名護市宇茂佐1765番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人五和会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 110 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 4,927,065 | (福)沖縄肢体不自由児協会 (沖縄中部療育医療センター) | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「沖縄中部療育医療センター」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 111 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 3,778,335 | (福)ハイジ福祉会 | 浦添市牧港2-23-5 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人ハイジ福祉会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 112 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 3,587,365 | (福)沖縄肢体不自由児協会 (沖縄南部療育医療センター) | 那覇市寄宮2-3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「沖縄南部療育医療センター」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 113 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 4,790,255 | 特定非営利活動法人わくわくの会 | 西原町字小橋川91-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「特定非営利活動法人わくわくの会」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 114 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 2,271,259 | (福)ムサアザ福祉会 | 宮古島市平良字西仲宗根1327-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人ムサアザ福祉会」以外にないため。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------------------|----------|------------|----------------------|------------------|------------------|--|--------|
| 115 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 1,945,455 | (一社)ウェルクリエイト | 宮古島市平良字下里1545-10 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「一般社団法人ウェルクリエイト」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 116 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 3,143,910 | (株)ビザライ | 宮古島市平良字東仲宗根475-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「株式会社ビザライ」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 117 | 障害福祉課 | 障害児等療育支援事業 | 令和2年4月1日 | 2,110,370 | (同)ファーストハンドコミュニケーション | 石垣市登野城1015-2 | 第167条の2第1項第2号 | 本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「合同会社ファーストハンドコミュニケーション」以外にないため。 | 特命随意契約 |
| 118 | 障害福祉課 | 令和2年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託 | 令和2年4月1日 | 24,102,700 | (一社)沖縄県聴覚障害者協会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本協会は、県内唯一の聴覚障害者情報提供施設である沖縄聴覚障害者情報センターを運営しており、聴覚障害者の支援について高いノウハウがあることや、県内の中途失聴・難聴者当事者団体、要約筆記活動団体とも円滑な連絡調整が可能であること等から、当該法人を選定した。 | 特命随意契約 |
| 119 | 障害福祉課 | 令和2年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託 | 令和2年4月1日 | 8,254,000 | (福)沖縄県視覚障害者福祉協会 | 那覇市松尾2-15-29 | 第167条の2第1項第2号 | 当該事業者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業経営を行う第2種社会福祉事業者として県知事に届け出のある団体であり、点訳・朗読奉仕員及び生活訓練等指導者の派遣などにより、離島を含む県域一円及び同事業者が管理運営する沖縄点字図書館において、視覚障害者に対する社会参加・日常生活支援の提供が県内で唯一可能な法人である。 | 特命随意契約 |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|---------------------|----------|------------|----------------------|-------------------|-------------------|---|--------|
| 120 | 障害福祉課 | 平成31年度就労移行等連携調整事業 | 令和2年4月1日 | 4,158,646 | 社会福祉法人若竹福祉会 | 浦添市字前田998-3 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業の目的を達成するには、障害者の就労支援に係る専門的かつ幅広い知識及び経験を有し、かつ行政・教育・サービス事業者等、障害者就労に関する関係機関との連携に係る実績を有する事業者でなければならない。これを満たし、より大きな効果が見込まれる者は、南部圏域で障害者就業・生活支援センター業務を受託している同法人であることから契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 121 | 消費・くらし安全課 | 令和2年度消費生活相談等業務委託 | 令和2年4月1日 | 28,930,540 | 特定非営利活動法人消費者センター沖縄 | 那覇市首里石嶺町4丁目144番8号 | 第167条の2 第1項第2号 | 消費生活相談員は消費者安全法第10条の3第1項の規定により、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事が認める者でなくてはならず、そのような人材を有し、相談業務に従事させられる法人は県内一法人のみであるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 122 | 消費・くらし安全課 | 令和2年度消費者教育コーディネート事業 | 令和2年4月3日 | 6,400,000 | 株式会社琉球新報開発 | 那覇市港町2丁目16番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は講座内容が優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 123 | 消費・くらし安全課 | 揮発油税等軽減措置政策効果検証事業 | 令和2年5月1日 | 12,074,700 | 株式会社日本能率協会総合研究所沖縄事務所 | 那覇市首里鳥堀町4丁目107番 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により公募したところ、2者から応募があった。企画提案書審査会において審査したところ、左の者の提案は審査基準を満たし、評価が高かったため、契約の相手方として選定した。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------------|--------------------------|---------------|-----------|-------------------------|---------------------|-------------------|--|------------|
| 124 | 消費・くらし 安全課 | 犯罪被害者等 支援相談員等 養成事業 | 令和2年5 月15日 | 2,534,000 | 公益社団法人沖縄被害 者支援ゆいセンター | 那覇市旭町116番地37 | 第167条の2 第1項第2号 | 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターは、「犯罪被害者等早期援助団体」として沖縄県公安委員会から県内で唯一指定を受け、犯罪被害直後から中・長期にわたり犯罪被害者等に対する支援を実施している。同センターは、日頃より支援ボランティアの養成・資質向上に取り組むなど、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るための組織的支援体制を確保しているが、そのような団体は同センター以外にない。 | 特命随意 契約 |
| 125 | 女性力・平 和推進課 | 「女性人材育成 事業」委託契約 書 | 令和2年4 月1日 | 5,876,000 | 公益財団法人おきなわ女 性財団 | 沖縄県那覇市西3丁目1 1番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 業務内容が、男女共同参画型社会づくりや女性活躍推進に関する専門的な知識が求められることや、人材育成に関する講座実施のノウハウを持ち、関係機関と連携して確実かつ効果的に業務実施できるだけの体制をもつ者を選定する必要がある。 委託先の公益財団法人おきなわ女性財団は、(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、調査研究等を行うことにより男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に県が設立した公益財団である。 (2)県の男女共同参画センター事業で実施している啓発学習事業において、女性人材育成事業等各種講座を開催し、離島にある市町村とも連携しながら地域格差を埋める事業を展開している。 (3)当該契約は履行に要する経費の実費相当の契約額により、収益が生じるものではなく、営利を目的とした法人等による履行が不可能なものである。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|------------------------|----------|------------|----------------|----------------|-------------------|--|-----|
| 126 | 女性力・平和推進課 | 「沖縄県男女共同参画センター事業」委託契約書 | 令和2年4月1日 | 36,099,000 | 公益財団法人おきなわ女性財団 | 沖縄県那覇市西3丁目1番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>業務内容が、県全域の女性問題等に関する相談支援及び男女共同参画型社会づくりに関する意識啓発となることから、委託先においては適切な相談員の選定や、関係機関との連携について、確実かつ効果的に業務実施できるだけの体制をもつ者を選定する必要がある。また、業務内容が特に専門性が高く、ノウハウを有する者を選定する必要があることから、契約の相手方が特定される。</p> <p>委託先の公益財団法人おきなわ女性財団は、</p> <p>(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、調査研究等を行うことにより男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に県が設立した公益財団である。</p> <p>(2)相談事業は一般相談のほか、国際結婚に関する相談、精神的な相談、法律的な相談を実施する等、女性の多様なニーズに対応している。</p> <p>(3)啓発学習事業は、女性人材育成事業等各種講座を開催し、離島にある市町村とも連携しながら地域格差を埋める事業を展開している。</p> <p>(4)DV対策事業について、これまでの実績があり人材とノウハウの蓄積を有している。</p> <p>(5)当該契約は履行に要する経費の実費相当の契約額により、収益が生じるものではなく、営利を目的とした法人等による履行が不可能なものである。</p> | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|-------------------------------|----------|------------|---------------|----------------|-------------------|--|-----|
| 127 | 女性力・平和推進課 | 令和2年度性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務 | 令和2年4月1日 | 55,627,179 | 公益社団法人沖縄県看護協会 | 南風原町字新川272番地17 | 第167条の2 第1項第2号 | (1) 医療機関等との連携のノウハウと実績を有し、効率的に業務を実施できる。(2) 看護師を中心としたネットワークを有し、相談支援員等に適切な人材を確保できる。(3) 独自に研修センターを有し、効率的、効果的な研修の実施により人材の育成が図れる。(4) 性暴力被害者ワンストップ支援センター運営検証委員会の構成機関であり、センター運営上の課題について具体的、迅速な検討が可能である。(5) 平成26年度から30年度の5年間、本委託契約を締結しており、これまでの経験等から効率的な業務が実施できる。(6) 被害者の安全の確保やプライバシー保護について公平・中立な対応ができる。等の理由により、相談支援業務を的確かつ効果的に実施できる唯一の機関である。 | |
| 128 | 女性力・平和推進課 | 令和2年度DV防止対策事業 | 令和2年4月1日 | 10,879,925 | 更生保護法人がじゅまる沖縄 | 那覇市首里平良町1-29-4 | 第167条の2 第1項第2号 | (1) 保護観察所などの更生保護機関等との連携のノウハウと実績を有し、効率的に業務を実施できる。(2) 犯罪や非行を犯した者の自立更生に必要な保護を行うことにより、その者の更生を図ることを目的とした施設であり、当該DV防止対策事業とは「更生」という同じ目的を持っていることから、同法人がこれまで蓄積してきたノウハウを授受できる。(3) 加害者のプライバシー保護について公平・中立な対応ができる。(4) DV加害者防止に関する取組を行っている団体は、全国でも少なく、県内では同法人のみであり、DV防止対策事業に携わることができる人材を有するとともに、当該事業を行う上での体制が整備されている。等の理由により、DV加害者更生相談窓口の設置及びDV防止教育を的確かつ効果的に実施できる唯一の機関である。 | |

子ども生活福祉部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|---------------------------------------|-----------|-----------|----------------------------|------------------------|-------------------|---|--------|
| 129 | 女性力・平和推進課 | 令和2年度沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援員養成研修業務 | 令和2年6月5日 | 2,563,999 | 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター | 沖縄県那覇市字大道169-4 B-102 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性暴力・性犯罪被害者からの相談支援員候補者に対して必要な研修を実施するものである。 特定非営利活動法人おきなわCAPセンターは、暴力のない平和な社会の実現に寄与することを目的に、CAPワークショップ(暴力防止プログラム)の提供等を行っている団体である。 性虐待が疑われる子ども達に対する面接に係る研修等、性暴力に関する研修実績があり、相談支援に対し、専門性が高い研修プログラムを作成し提供できる体制が整っているため、契約の相手方とした。 | |
| 130 | 女性力・平和推進課 | 令和2年度 平和の礎追加刻銘工事業務委託 | 令和2年5月8日 | 2,725,250 | 沖縄県石材事業協同組合 | 沖縄県那覇市字上間485番地の1 | 第167条の2 第1項第2号 | (1)本工事は、毎年6月23日の慰霊の日に間に合うように工事を完了することが条件であり、急を要するものであること。 (2)刻銘に使用している文字書体は特殊なものであり、その書体を刻銘する機材は、県内においては現在のところ当該事業者のみが有していること。 (3)今回発注する追加刻銘等工事を当該事業者が行うことにより、的確な施工及び工期の短縮が期待できる一方、他業者が施工を行うことが大変困難であり、かつ、相当な時間を費やすことが予想されること。 | 特命随意契約 |
| 131 | 女性力・平和推進課 | 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査業務 | 令和2年6月15日 | 7,618,745 | アドスタッフ博報堂・MEDIAFLAG沖縄共同企業体 | 沖縄県那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル3階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ5社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は調査の実施方法や実施体制において優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |